

BONX WORK from NTT Communications 利用規約

総則

第1条 規約の制定目的

当社は、この BONX WORK from NTT Communications 利用規約（別記および別紙を含みます。以下、「本規約」といいます。）を定め、これにより BONX WORK from NTT Communications および関連するサービス（当社が本規約以外の利用規約等を定め、それにより提供するものを除きます。以下、「本サービス」といいます。）を提供します。ただし、本サービスのうち、第6条記載の BONX WORK および保証サービスは、契約者が別途株式会社 BONX（以下、「BONX 社」といいます。）との間で締結する当該サービスの提供にかかる契約に基づき、BONX 社が契約者に対して提供するものとします。

2 本サービスにかかる契約者（以下、「契約者」といいます。）は、本規約を誠実に遵守するものとします。

第2条 本規約の範囲

本規約は契約者と当社の間における本サービスの利用にかかる条件について規定します。ただし、本規約に定めていない提供条件については、別に規定するサービス提供条件書、BONX 社の定める規定等の定めるところによります。

2 当社が本サービスの提供の円滑な運用を図るため必要に応じて契約者に通知する本サービスの利用に関する諸規定は、本規約の一部を構成するものとします。

3 本規約およびサービス提供条件書と BONX 社の定める規定等の内容に齟齬が生じた場合は、本規約およびサービス提供条件書の定めが優先されるものとします。

第3条 本規約の公表

当社は、当社の Web サイト(<https://www.ntt.com/about-us/disclosure/tariff.html>)その他当社が別に定める適切な方法により、本規約を公表します。

第4条 本規約の変更

当社は本規約を変更することがあります。当該変更を行うときは、当該変更後の本規約の内容およびその効力発生時期を、当社の Web サイト上(<https://www.ntt.com/about-us/disclosure/tariff.html>)への掲載その他の適切な方法により周知します。

第5条 定義

本規約において用いる用語の意味は次のとおりです。

用語	用語の意味
1. 電気通信設備	電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電氣的設備
2. 提携事業者	次の各号に該当する者

	<p>① 本サービスの提供の全部または一部を当社が委託した場合の当該業務受託事業者（以下、「再委託先」といいます。）</p> <p>② 本サービスの全部または一部を構成する機器・設備またはサービスを当社に供給する事業者</p> <p>③ 本サービスのうち、BONX WORK および保証サービスを契約者に対して提供する BONX 社</p>
3. 販売事業者	当社とのパートナー契約に基づき契約者に対して、本サービスにかかるライセンスを販売する事業者
4. BONX WORK from NTT Communications サービス	BONX 社とのパートナー契約に基づき当社がライセンス販売する BONX WORK および保証サービス並びにそれに関わるサービスとして当社が提供する導入サポート
5. 情報端末	本サービスを利用するための、当社指定のスマートフォン・タブレット等の連携機器、および PC などのインターネット接続機器
6. 参加利用者	契約者情報を用いて、本サービスにかかる通信等を実際に行う者（契約者の従業員等）
7. 利用料金	本サービスの利用にかかる初期費用および月額料金
8. 消費税相当額	消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）および同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額、並びに地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）および同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額

契約

第6条 本サービスの内容

本規約に基づき提供されるサービスは次のとおりとします。

サービス名	サービス内容
1. BONX WORK	BONX 社が提供する、情報端末を使い、BONX 社指定のイヤホン装置と連動して動作するアプリケーションサービス
2. 保証サービス	BONX 社が提供する、契約者が当社または販売事業者から購入したイヤホン装置に対する製品保証サービス
3. 導入支援サービス	当社が提供する、BONX WORK の導入支援サービス

第7条 申込みと承諾

本サービスの利用を希望する場合は、本規約に同意の上、当社所定の方法により申し込むものとします。

2 本サービスの利用契約は、利用希望者が当社に対し、注文書および本サービスを利用するために必要な情報を、直接または販売事業者を通じて提出した後、当社がこれに対し、承諾の意思表示を発信した時に成立とします。成立した当該契約を以下、「本契約」といいます。

3 契約者が本サービスの利用内容の変更を希望する場合は、契約者が当社所定の変更申込を当社に行い、当社がこれに承諾した時に成立するものとします。

4 当社は、次の各号に該当すると判断したときは、前二項に定める申込みを承諾しない場合があります。

(1) 申込者が要望するサービスの提供が技術上、その他の理由により著しく困難なとき

(2) 本サービスの申込者が、本サービスまたは当社の提供するサービスの利用料金または手続に関する費用等その他の債務の支払を現に怠り、または怠るおそれがあると当社が判断したとき

(3) 本サービスの申込者が、本規約に反する行為を行ったまたは行う恐れがあると当社が判断したとき

(4) 申込書に虚偽の記載がなされたとき

(5) 本サービスの申込者が、当社からのサービス種別の指定、申込みにかかる内容の確認または変更要請に対し、当社が指定する期日までに回答しないとき

(6) 本サービスの提供にかかる電気通信設備等に余裕がないとき

(7) BONX 社の定める規定等において、BONX 社のサービスの提供にかかる契約を締結しないことがあると定められている場合に該当するとき

(8) 前各号に定めるほか、当社の業務に支障があるとき、または支障があるおそれがあると当社が判断したとき

5 当社は当社の承諾後であっても、前項各号に該当することが明らかになった場合には第 2 項または第 3 項の承諾を取り消す場合があります。この場合、当社は取消により契約者が被った損害についての責任を負わないものとし、契約者はそれまでに当社に生じた費用を負担するものとします。

6 当社が申込みを承諾しない場合には、当社は申込者に対しその旨を通知します。

7 BONX 社の規定等の定めにかかわらず、本契約の契約期間は、次条に定める最低利用期間のとおりとし、契約期間満了後に自動更新されません。契約者は、最低利用期間満了の 1 カ月前までに、直接または販売事業者を通じて、本サービスの利用の継続の有無に応じた当社所定の様式を当社へ提出するものとします。契約者が本サービスの利用の継続を希望する場合、当社は、当該継続を承諾した時は、所定の手続きの上速やかに契約者へその旨を通知します。この場合、当初の本契約の契約期間終了日の翌日から 1 年間、契約期間が延長されるものとします。それ以降についても、本項と同様の手続きとします。

第8条 最低利用期間

BONX 社の規定等の定めにかかわらず、契約者は、第 2 項に定める期間（以下、「最低利用期間」といいます。）にかかる利用料金を一括して当社が指定する日までに支払うものとします。

2 前項の最低利用期間は、当社が別に指定する日から起算して 12 ヶ月とします。ただし、別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

3 本契約の契約期間中に、第 7 条第 3 項に基づき本サービスにかかる ID の追加がなされた場合、前 2 項の規定は適用せず、その最低利用期間は別途当社が定めるところに従います。

4 前二項に定める最低利用期間内に本契約を解約しまたは本サービスの利用を中止もしくは終了した場合（本サービスにかかる ID の一部または全部の利用の終了等も含まれます。）でも、利用料金の返金は行われません。

第9条 契約者の地位の承継

相続または法人の合併もしくは分割により契約者の地位の承継があったときは、相続人または合併後存続する法人、合併により設立された法人もしくは分割によりその利用権のすべてを承継した法人は、その契約者の地位を承継するものとします。

2 前項の規定により、契約者の地位を承継した者は、当社所定の書面にこれを証明する書類を添えて当社に届け出ていただきます。なお、地位を承継した者が2人以上あるときは、そのうち1人を当社に対する代表者と定め、これを届け出ていただきます。これを変更したときも同様とします。

第10条 氏名等の変更の届出

契約者は、その氏名もしくは商号、住所もしくは所在地またはその他契約者にかかる事項について変更があったときは、そのことをすみやかに当社に届け出ていただきます。

2 前項の届出があったときは、当社に対しその届出のあった事実を証明する書類、あるいは当社の指定する資料を提示いただくことがあります。

3 第1項に規定する変更の届出を怠ったことにより契約者が不利益を被った場合であっても、当社はその責任を負わないものとします。

第11条 契約上の地位の譲渡

契約者は、本契約上の地位を譲渡することができません。ただし当社が譲渡を承認した場合はこの限りではありません。

第12条 契約者が行う本契約の解約

契約者は契約期間内に本契約を解約しようとするときは、その旨を当社所定の様式に記入の上、解約を希望する日から起算して1カ月前までに直接または販売事業者を通じて、当社に対して提出し、当社がこれに対し、承諾の意思表示を発信した時に本契約の解約が成立するものとします。なお、この場合であっても、当社は利用料金の返金を行いません。

第13条 当社が行う本契約の解約

当社は次のいずれかに該当するときは、あらかじめ契約者にそのことを通知の上、本契約を解約することがあります。

(1) 第15条（利用停止）の規定により本サービスの利用を停止された契約者が、なおその利用停止の原因となる事実を解消しないとき。

(2) 当社が別に定める期日を経過してもなお、契約者が利用料金または手続きに関する費用等その他の債務を支払わないとき。

(3) 契約者が第7条（申込みと承諾）に基づき当社に申し出た内容に虚偽の内容を記載したとき。

(4) 本規約またはBONX社の規定等に反する行為を行ったまたは行う恐れがあると当社が判断したとき。

(5) 契約者が自らまたは反社会的勢力（第2項に定義します。）を利用して、当社に対して詐術、暴力的行為または脅迫的言辞を用いたとき

(6) BONX社の規定等に基づき、BONX社のサービスの提供にかかる契約が解約されたとき。

2 前項にかかわらず、当社は、次のいずれかに該当するときは、あらかじめ通知をせずに、本契約を解

約することがあります。

(1) 緊急またはやむを得ない場合

(2) 契約者またはその役員が暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会活動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団もしくはそれらの関係者（以下、総じて「反社会的勢力」といいます。）に該当し、または反社会的勢力との取引もしくは人的、資金的関係があると当社が判断したとき。

(3) 民事再生手続きの開始、会社更生手続きの開始、破産もしくは競売を申し立てられ、または自ら、私的整理の開始、民事再生の開始会社更生手続きの開始もしくは破産申し立てをしたとき。

(4) 手形交換所の取引停止処分もしくは資産差押または滞納処分を受けたとき。

(5) 資本の減少、営業の廃止もしくは変更、または解散の決議をしたとき。

(6) 前各号に定めるほか、資産、信用および支払能力等に重大な変更を生じ、またはその恐れがあると認められる相当の事由があるとき。

3 当社は、第 14 条（利用中止）第 14 条(6)の規定により本サービスの利用を中止した場合において、その利用中止の事由を解消し、本サービスの利用を再開することが困難であると当社が判断したときは、本サービスの一部もしくは全部を廃止し、または本契約の一部もしくは全部を解約することがあります。なお、当社は本項の規定により、本サービスの一部もしくは全部を廃止し、または本契約を一部もしくは全部を解約しようとするときは、あらかじめ契約者にそのことを通知します。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

利用中止等

第14条 利用中止

当社は次の場合には本サービスの一部または全部の利用を中止することがあります。

(1) 本サービスを提供するための設備の保守上、工事上またはサービス提供上やむを得ないとき。

(2) 本サービスを提供するための設備を不正アクセスから防御するために必要なとき。

(3) 天災、事変、その他の非常事態が発生し、または発生するおそれがあるとき。

(4) 本サービスが正常に動作せず、本サービスを継続して提供することが困難であるとき。

(5) 法令等に基づく要請等により本サービスを提供することが困難となったとき。

(6) 提携事業者の都合、事業休止もしくはその他の理由により、本サービスの全部もしくは一部の提供が困難となったときまたは BONX 社の規定等に基づき、BONX 社のサービスの一時中断がなされたとき。

2 当社は前項の規定により本サービスの利用を中止するときは、あらかじめ契約者にそのことを通知します。ただし緊急またはやむを得ない場合はこの限りではありません。

第15条 利用停止

当社は契約者が次のいずれかに該当するときは、本サービスの利用を停止することがあります。

(1) 料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないときまたは支払われないことが合理的に見込まれるとき。

(2) 本規約または BONX 社の規定等に反する行為を行ったとき。

(3) BONX 社の規定等に基づき、BONX 社のサービスの提供が停止されたとき。

2 当社は、前項の規定により本サービスの利用を停止するときは、あらかじめその理由、利用停止をする日および期間を契約者に通知します。ただし、緊急またはやむを得ない場合は、この限りではありません。

第16条 利用の制限

当社は、天災、事変、パンデミック、エピソード、その他の非常事態が発生し、または発生するおそれがある場合で必要と認めるときは、災害の予防もしくは救援、交通、通信もしくは電力の供給の確保または秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信および公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取り扱うため、本サービスにかかる通信の利用を中止する措置をとることがあります。

2 当社は、他の電気通信事業者等から異議申立てがあり、本サービスの提供とその電気通信事業者等の提供するサービス等との間の通信を継続して行うことについて当社の業務の遂行に重大な支障を及ぼし、または及ぼすおそれがあると当社が認めるときは、その通信の一部の利用を中止することがあります。

3 当社は、当社の設備を不正アクセス行為から防御するため必要な場合、本サービスの一部または全部の利用を中止する措置をとることがあります。

4 当社が前各項の措置をとったことにより契約者または第三者に損害が生じたときは、その損害が当社の故意または重大な過失による場合を除き、当社は責任を負いません。

料金等

第17条 料金

本サービスの利用料金は、注文書に定めるところによります。

第18条 料金の支払義務

契約者は、利用料金について、当社の発行する請求書に記載された条件に従い、当社指定の方法で支払うものとします。なお、当該支払いに係る振り込み手数料、消費税その他の費用については、契約者の負担とします。

2 本サービスの利用中止もしくは利用停止または本契約の解約があったときでも、本サービスにかかる契約者は、第8条（最低利用期間）に基づき規定された最低利用期間の利用料金の支払を要します。

3 契約者が利用料金の支払を不法に免れた場合、当社はその免れた額のほか、免れた額（消費税相当額を加算しない額とします。）の2倍に相当する額に消費税相当額を加算した額を割増金として請求できるものとします。

第19条 延滞利息

当社は、料金その他の債務（延滞利息を除きます。）について支払期日を経過してもなお契約者から支払がない場合には、支払期日の翌日から支払の日の前日までの日数について、年14.5%の割合で計算して

得た額を延滞利息として請求できるものとします。

データの取扱い

第20条 データに関する責任

別記に記載の BONX 社の規定等に定める場合を除き、当社は、当社の電気通信設備に保存されているデータ（以下、「保存データ」といいます。）および本サービスの利用により生成、提供または伝送されたデータ（コンテンツを含みます。以下、「生成等データ」といいます。）が滅失、毀損もしくは漏洩した場合または滅失、毀損、漏洩その他の事由により本来の利用目的以外に使用された場合、これにより契約者または第三者に発生した直接あるいは間接の損害について、原因の如何を問わず責任を負わないものとします。

2 前項の規定は、当社の故意または重過失によるものである場合は適用しないものとします。

3 生成等データについては、当社はその内容等について保証を行わず、また、それに起因する損害についても責任を負わないものとします。

第21条 データの確認・複製

別記に記載の BONX 社の規定に定める場合を除き、当社は、当社の電気通信設備の故障もしくは停止等の復旧等の設備保全または本サービスの維持運営のため、保存データを確認、複写または複製することがあります。

第22条 データの消去

別記に記載の BONX 社の規定に定める場合を除き、当社は、第 27 条（本サービスの廃止）による本サービスの廃止のほか、当社は第 12 条（契約者が行う本契約の解約）または第 13 条（当社が行う本契約の解約）の契約の解約があったとき、または契約期間の満了により本契約が終了したときは、保存データを削除します。この場合において、当社は、保存データの削除に起因する契約者または第三者に発生した直接または間接の損害についての責任を負わないものとします。

第23条 データのバックアップ

契約者は、自らの責任で保存データおよび生成等データのバックアップを取るものとし、当社は、契約者がバックアップを行わなかったこと、またバックアップ行った際の方法およびその結果について責任も負わないものとします。

2 契約者は、本サービスにかかる契約が終了等するときには、保存データおよび生成等データを、自己の責任と費用負担において、必要に応じ退避するものとします。

3 当社は消去された保存データおよび生成等データは修復しません。

損害賠償等

第24条 責任の制限

本サービス（導入支援サービスを除きます。）の利用により契約者に生じた損害については、別記に記載の BONX 社の規定等の条件が適用されるものとします。

2 当社は、導入支援サービスを提供すべき場合において、当社に責めに帰すべき理由により、その提供をしなかったことに起因して契約者に生じた逸失利益、派生損害等を除く通常の損害に限り、賠償する責任を負うものとします。なお、当社は予見の有無または予見すべき場合を問わず、特別の事業から生じた損害については、責任を負わないものとします。

3 前項により、当社が契約者に対し賠償責任を負う場合において、導入支援サービスにかかる最低利用期間における利用料金を上限として、その責任を負うものとします。

4 当社の故意または重大な過失により本サービスを提供しなかったときは、前 2 項の規定は適用しないものとします。

5 前 2 項にかかわらず、BONX 社の責に起因して、導入支援サービスの利用により契約者に生じた損害については、別記に定める BONX 社の規定等が適用されるものとし、当社は契約者の損害を賠償する責任を負わないものとします。

6 本条の規定は、当社が提供するサービスに関して当社が契約者に負う一切の責任を規定したものとします。

サービスレベル合意書

第25条 サービスレベル合意書の適用

契約者は、本サービスの品質に関する指標（以下、「サービスレベル」といいます。）について、別記の BONX 社が定める規定等の条件に合意するものとします。BONX 社の定める規定等に定める場合を除き、当社はサービスレベルを定めないものとし、いかなる料金返還もしないものとします。

雑則

第26条 免責

当社は本規約で特に定める場合を除き、契約者にかかる損害を賠償しないものとし、契約者は当社にその損害についての請求をしないものとします。また、契約者は、本サービスの利用により第三者に対し損害を与えた場合、自己の責任でこれを解決し、当社に責任も負担させないものとします。

2 当社は、本サービスの利用により生じる結果について、契約者に対し、本サービスの提供に必要な設備の不具合、故障、第三者による不正侵入、商取引上の紛争、法令等に基づく強制的な処分またはその他の原因を問わず、責任も負わないものとします。

3 当社は、本規約の変更等により契約者が本サービスを利用するにあたり当社が提供することとなっている設備、端末等以外の設備、端末等の改造または変更（以下、この条において「改造等」といいます。）を要する場合であっても、その改造等に要する費用については負担しません。

4 本規約に定める免責に関する事項は、本規約の準拠法で強行規定として定められる、法的に免責また

は制限できない範囲を免責することまでを目的とはしていません。そのため、準拠法の強行規定の定めを超える免責事項が本規約に含まれる場合には、準拠法にて許容される最大限の範囲にて当社は免責されます。

第27条 本サービスの廃止

当社は本サービスの一部または全部を廃止することがあります。

2 前項の規定による本サービスの一部または全部の廃止があったときは、本契約の一部または全部は終了するものとします。

3 当社は、本サービスの一部または全部の廃止に伴い、契約者または第三者に発生する損害については、責任を負わないものとします。

4 当社は、本サービスの一部または全部を廃止しようとするときは、その旨を相当な期間において、あらかじめ契約者に通知します。

第28条 法令に規定する事項

本サービスの提供または利用にあたり、法令に定めがある事項については、その定めるところによります。

第29条 契約者の義務

契約者は次のことを守っていただきます。

(1) 当社または第三者（提携事業者を含み、本条において以下同じとします。）の著作権その他の権利を侵害する行為をしないこと

(2) 本サービスによりアクセス可能な当社または第三者のデータの改ざん、消去等をしないこと

(3) 第三者になりすまして本サービスを利用する行為をしないこと

(4) 意図的に有害なコンピュータプログラム等を送信しないこと

(5) 当社の設備に無権限でアクセスし、その利用または運営に支障を与える行為をしないこと

(6) 本人の同意を得ることなく、または詐欺的な手段により第三者の個人情報を収集する行為をしないこと

(7) 利用申込みの際またはその後に当社に届け出た事項について変更が生じた場合、遅滞なくその旨を当社所定の方法により届け出ること

(8) 法令、本規約もしくは公序良俗に反する行為、サービスの運営を妨害する行為、当社の信用を毀損する行為、または当社もしくは第三者に不利益を与える行為をしないこと

(9) 本サービスの一部または全部を、直接または間接を問わず、単体もしくはシステムの一部として、原子力関連装置の直接制御、航空管制もしくは大量輸送機関での管制、生命維持装置、武器および武器製造関連等を含む高度な安全性や信頼性を必要とする用途のために利用しないこと

(10) 前各号に該当するおそれのある行為またはこれに類する行為をしないこと

2 契約者は前項の規定に違反して本サービスにかかる当社の設備等を毀損したときには、当社が指定する期日までにその修繕その他の工事等に必要な費用を支払っていただきます。

3 当社は、契約者の本条に規定する義務違反により契約者またはその他の者に発生する損害について

責任を負わないものとします。

4 契約者は、本サービスに係る ID およびパスワード（以下、「ID 等」といいます。）を管理する責任を負うものとし、その内容をみだりに第三者に知らせてはならないものとします。当社は、ID 等の一致を確認した場合、当該 ID 等を保有する者として登録された契約者が本サービスを利用したものとみなします。

5 契約者が前項の規定に違反して本サービスにかかる当社の業務遂行または当社の設備に著しい支障を及ぼし、または及ぼすおそれがあると当社が判断した場合、当社は ID 等の変更その他必要な措置をとる場合があります。当該措置により契約者に発生する損害について、当社は責任を負わないものとします。

6 当社は、前項の規定により必要な措置をとる場合は、あらかじめ理由を添えてその旨を契約者に通知します。ただし、緊急またはやむを得ない場合はこの限りではありません。

第30条 契約者の協力義務

当社は以下の場合、契約者に対し、本契約に関する契約者の機器・情報・資料その他の物品の提供、および当社が行う調査に必要な範囲で契約者の設備等への立入調査等の協力を求めることができるものとします。この場合、契約者はこれに応じるものとします。

(1) 契約者による本契約の遵守状況を調査、確認するために必要な場合

(2) 故障予防または回復のため必要な場合

(3) 技術上必要な場合

(4) その他、当社が必要と判断する理由がある場合

2 契約者は、本サービスが不正に利用され、または利用されようとしているときには、ただちに当社に通知するものとし、本サービスの不正利用にかかる当社の調査に協力するものとします。

第31条 契約者に対する通知

契約者に対する通知は、当社の判断により、次のいずれかの方法で行うことができるものとします。

(1) 当社の Web サイト上に掲載して行います。この場合は、掲載された時をもって契約者に対する通知が完了したものとみなします。

(2) 契約者が利用申込みの際またはその後に当社に届け出た契約者の電子メールアドレス宛に電子メールを送信し、または FAX 番号宛に FAX を送信して行います。この場合は、契約者の電子メールアドレス宛に電子メールを送信した時または契約者の FAX 番号宛に FAX を送信した時をもって契約者に対する通知が完了したものとみなします。

(3) 契約者が利用申込みの際またはその後に当社に届け出た契約者の住所宛に郵送して行います。この場合は、郵便物が契約者の住所に到達した時をもって契約者に対する通知が完了したものとみなします。

(4) その他、当社が適切と判断する方法で行います。この場合は、当該通知の中で当社が指定した時をもって契約者に対する通知が完了したものとみなします。

第32条 当社の知的財産権

本サービスの提供に関連して当社が契約者に貸与または提示するソフトウェア等のプログラムまたは物

品（本規約、サービス仕様書、取扱マニュアル等を含みます。以下この条において「プログラム等」といいます。）に関する著作権およびそれに含まれるノウハウ等一切の知的財産権は当社または当社の指定する者に帰属するものとします。また、本サービスに対して、当社が掲示している商標、ロゴ等は、契約者その他の第三者に対して、商標、ロゴ等を譲渡し、またその使用を許諾するものではありません。

2 契約者はプログラム等につき次の事項を遵守するものとします。

(1) 本サービスの利用目的以外に使用しないこと。

(2) 複製・改変・編集等を行わず、また、逆コンパイルまたは逆アセンブル等のリバースエンジニアリングを行わないこと。

(3) 営利目的の有無を問わず、第三者に貸与・譲渡・担保設定等しないこと。

(4) 当社または当社の指定する者が表示した知的財産権の表示を削除または変更しないこと。

3 本条の規定は本契約の終了後も効力を有するものとします。

第33条 個人情報の取扱い

当社は本サービスの提供にあたり、当社が取得する個人情報の取扱いについては当社が定める「プライバシーポリシー」(<https://www.ntt.com/about-us/hp/privacy.html>)によります。

第34条 通信ログの取扱い

当社は、本サービスの利用にかかる通信ログについて、課金・料金請求、サービスの維持・継続およびネットワークの安定的運用等の業務の遂行のために必要かつ相当な目的の範囲内で利用する場合があります、契約者はこれに同意するものとします。

第35条 第三者への委託

契約者は、当社が本サービスを提供するのに必要な範囲で、本サービスの全部または一部を当社の指定する第三者に委託することを了承するものとします。

2 当社は、前項に基づき、当社が再委託した場合の再委託先の選任および監督について、第24条（責任の制限）に定める範囲で責任を負うものとします。

第36条 承諾の限界

当社は、第7条(申込みと承諾)に定めるほか、契約者から本サービスの利用に関する要望があった場合に、その要望を実現することが困難なときまたは当社の業務の遂行上支障があるときは、その要望を承諾しないことがあります。この場合は、その理由をその要望を行った者に通知します。

第37条 管轄裁判所

契約者と当社との間で本サービスに関して紛争が生じた場合、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第38条 分離可能性

本規約の条項の一部が、管轄権を持つ裁判所によって違法、無効または法的拘束力がないと判断された

場合であっても、他の条項は影響を受けず有効に存続するものとします。

第39条 準拠法

本規約の解釈および適用に関する準拠法は日本法とします。

別記

(1) BONX 社のサービス全般に関わる規定

- ・ BONX WORK サービス利用規約
https://bonx.co.jp/terms_of_service/
- ・ プライバシーポリシー
<https://bonx.co.jp/privacy/>

(2) 導入支援サービスの提供に関わる規定

- ・ BONX WORK from NTT Communications 導入支援サービス利用規定
別紙「BONX WORK from NTT Communications 導入支援サービス利用規定」に記載

総則

第1条 規約の制定目的

エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社（以下「当社」といいます。）は、この「BONX WORK from NTT Communications 導入支援サービス利用規定」（以下、「本規定」といいます。）を定め、これにより BONX WORK from NTT Communications（以下、「対象サービス」といいます。）の契約者に、「BONX WORK from NTT Communications 導入支援サービス」（以下、「導入支援サービス」といいます。）を提供します。

2 導入支援サービスにかかる契約者（以下、「契約者」といいます。）は、本規定を誠実に遵守するものとしてします。

3 本規定に定めのない事項については、「BONX WORK from NTT Communications 利用規約」の規定が適用されます。

第2条 本規約の範囲、変更

本規約は契約者と当社の間における導入支援サービスの利用にかかる条件について規定します。

2 当社が必要に応じて契約者に通知、または当社の Web サイト（<https://www.ntt.com/about-us/disclosure/tariff.html>）などにて公表する導入支援サービスの利用に関する取り決めは、本規定の一部を構成するものとしてします。

3 当社は本規定を変更することがあります。当該変更を行うときは、当該変更後の本規定の変更およびその効力発生時期を、当社の Web サイト（<https://www.ntt.com/about-us/disclosure/tariff.html>）への掲載その他適切な方法により周知します。

第3条 定義

本規定において用いられる次の用語は、それぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
1. 申込者	導入支援サービスの利用を希望する者
2. 契約者	当社と導入支援サービスの契約（以下、「本契約」といいます。）を締結している者

第4条 提供するサービス

導入支援サービスにおいては、契約者に対し、導入サポート、設定サポート、スキルサポート等を提供します。

2 導入支援サービスの詳細な内容、および提供条件は、注文書に定める通りとします。

3 当社は導入支援サービスの提供にあたり、その作業を別途指定する提携事業者に委託する場合があります。

- 4 導入支援サービスの提供地域は日本国内とし、かつ当社が別途指定する提携事業者が訪問可能な地域とします。
- 5 導入支援サービスに係わる作業完了後、契約者は、実施内容が適正であるかを確認し、適正である場合、当社所定の方法により完了確認を実施することとします。また、その確認をもって導入支援サービスの提供を完了したものとします。
- 6 当初の見積は概算であり、サービス提供において別途料金が発生する場合があります。

第5条 導入支援サービスの提供条件

当社は、本規定の申込者または契約者が以下の各号に定める条件を全て満たす場合にのみ、導入支援サービスを提供します。

- (1) 訪問を伴うサポートにおいて、当社または別途指定する提携事業者が契約者を訪問した際にサービスの実施場所まで案内し作業等へ立ち会うこと。
- (2) 設定サポートにおいて、当社または別途指定する提携事業者による作業等の実施の時点で、契約者は対象サービスの申込および対象サービスの利用に必要な回線の準備等を完了し、利用可能な状態となっていること。
- (3) 当社または別途する提携事業者による作業等の実施の時点で、当該作業等を実施する場所にサービス対象機器等が用意されており、作業等に必要な ID やパスワード等の設定情報およびドライバソフトウェアまたはアプリケーションソフトウェア等が用意されていること。
- (4) 当社または別途指定する提携事業者による作業等の実施の時点で、契約者が、そのサービス対象機器等の正規のライセンスおよび ID 等を保有していること。
- (5) 当社または別途指定する提携事業者による作業等の実施に必要なドライバソフトウェアまたはアプリケーションソフトウェア等のソフトウェアライセンスに同意し、サービス対象機器等へのインストールを承諾すること。

第6条 導入支援サービスの利用申込

導入支援サービスの利用を希望する場合は、本規定に同意の上、当社所定の方法により申し込むものとします。

- 2 導入支援サービスの利用契約は、利用希望者が当社に対し、注文書および当該サービスを利用するために必要な情報を、直接または販売事業者を通じて提出した後、当社がこれに対し、承諾の意思表示を発信した時に成立とします。成立した当該契約を以下、「本契約」といいます。
- 3 契約者が導入支援サービスの利用内容の変更を希望する場合は、契約者が当社所定の変更申込を当社に行い、当社がこれに承諾した時に成立するものとします。
- 4 当社は、次の各号に該当すると判断したときは、申込みを承諾しない場合があります。
 - (1) 利用希望者が要望するサービスの提供が技術上、その他の理由により著しく困難なとき
 - (2) 申込に係わる内容が、第4条（提供するサービス）の範囲外かつ同条2項に定める条件外であるとき
 - (3) 導入支援サービスの申込者が、第5条（導入支援サービスの提供条件）を満たさないと当社が判断したとき
 - (4) 利用希望者が、対象サービスまたは当社の提供するサービスの料金または手続に関する費用等その他

の債務の支払を現に怠り、または怠るおそれがあると当社が判断したとき

(5) 利用希望者が、本規定に反する行為を行ったまたは行う恐れがあると当社が判断したとき

(6) 注文書に虚偽の記載がなされたとき

(7) 利用希望者が、当社からのサービス種別の指定、申込みにかかる内容の確認または変更要請に対し、当社が指定する期日までに回答しないとき

(8) 導入支援サービスの提供にかかる電気通信設備等に余裕がないとき

(9) 前各号に定めるほか、当社の業務に支障があるとき、または支障があるおそれがあると当社が判断したとき

5 当社は当社の承諾後であっても、前項各号に該当することが明らかになった場合には第2項の承諾を取り消す場合があります。この場合、当社は取消により契約者が被った損害についての責任を負わないものとし、契約者はそれまでに当社に生じた費用を負担するものとします。

6 当社が申込みを承諾しない場合には、当社は利用希望者に対しその旨を通知します。

第7条 本契約の契約期間

導入支援サービスのうち、サービス仕様書に定めるリモートサポートの提供にかかる契約の契約期間については、「BONX WORK from NTT Communications 利用規約」第8条第2項に定める最低利用期間のとおりとします。この場合、最低利用期間内にかかる利用料金を一括して当社が指定する日までに支払うものとします。

2 契約者は、最低利用期間内に前項に定める契約を解除しようとするときは、当社所定の手続きに従い、速やかに当社に通知するものとします。この場合でも、当社は、リモートサポートの利用料金の返金を行いません。

3 導入支援サービスのうち、サービス仕様書に定める導入前業務設計、導入研修またはユーザ登録代行の提供にかかる契約の契約期間および利用料金の支払条件については、注文書に定めるとおりとします。

4 契約者は、前項に定める契約を解除しようとするときは、当社所定の手続きに従い、速やかに当社に通知するものとします。この場合、当該通知が行われた時点において、当社または提携事業者による作業等の実施が進行していた場合、契約者は当該解除に係る費用として、当社が必要と定める費用を支払うものとします。

第8条 契約者の協力事項

契約者は、当社が導入支援サービスの提供に必要な協力を求めたときは、当社に対して以下に定める協力を行うものとします。

(1) 当社の求めに応じたIDやパスワード等の入力

(2) 当社の求めに応じた導入支援サービス提供のために必要な情報の提供

(3) 当社の作業等の実施の際に当社が要求する、電力、照明、消耗品およびその他の便宜（通信回線等の使用を含む。）の当社に対する無償提供

(4) その他、当社が必要と判断する事項の実施

第9条 導入支援サービス提供完了後の対応

導入支援サービスの提供完了後、明らかに当社の責による作業内容の不備が発覚した場合、作業後 1 カ月以内については無償で対応するものとします。

第10条 料金

導入支援サービスの利用料金は、注文書に定めるところによります。

第11条 料金の支払義務

契約者は、導入支援サービスの利用料金について、当社の発行する請求書に記載された条件に従い、当社指定の方法で支払うものとします。なお、当該支払いにかかる振り込み手数料、消費税その他の費用については、契約者の負担とします。

2 契約者が利用料金の支払を不法に免れた場合、当社はその免れた額のほか、免れた額（消費税相当額を加算しない額とします。）の 2 倍に相当する額に消費税相当額を加算した額を割増金として請求できるものとします。

第12条 延滞利息

当社は、料金その他の債務（延滞利息を除きます。）について支払期日を経過してもなお契約者から支払がない場合には、支払期日の翌日から支払の日の前日までの日数について、年 14.5%の割合で計算して得た額を延滞利息として請求できるものとします。